4　罰則
　自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の品質、規格その他の内容について実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者を誤認させるような表示をしたとき及び自己の供給する商品又は役務の取引における当該商品又は役務の価格その他の取引条件について実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者を誤認させるような表示をしたときについて罰則を定めることとした。（第四八条関係）

5　施行期日
　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（政令第一八〇号）（内閣府本府）

一　災害対策基本法施行令の一部改正関係
　災害対策基本法第五〇条第二項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る災害対策基本法施行令第三三条第一項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができることとした。（第三三条第二項関係）

二　大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正関係
　大規模地震対策特別措置法第二一条第二項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る大規模地震対策特別措置法施行令第一二条第一項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができることとした。（第一二条第二項関係）

三　スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令の一部改正関係
　スパイクタイヤの使用が禁止されない自動車に、一による確認を受けた自動車等を追加することとした。（第二条第四号関係）

四　原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正関係
　原子力災害対策特別措置法施行令について所要の改正を行うこととした。（第八条第一項関係）

五　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正関係
　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令について所要の改正を行うこととした。（第三九条関係）

六　施行期日
　この政令は、令和五年九月一日から施行することとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一八一号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を令和六年五月三一日までとすることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一八二号）（内閣府本府）

1　シナイ半島国際平和協力隊が行う業務に、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第五号ネに掲げる業務（同号ツに掲げる業務の実施に必要な企画及び調整に係るものに限る。）等に係る国際平和協力業務を加えることとした。（第一条関係）

2　法第三条第五号ナの政令で定める業務は、国際連携平和安全活動を調整する組織において行う宿泊又は作業のための施設の維持管理の実施に必要な企画及び調整とすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

法律第二十八号

刑事訴訟法等の一部を改正する法律

（刑事訴訟法の一部改正）

第一条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十八条」を「第九十八条の二十四」に、「第七編　裁判の執行（第四百七十一条―第五百七条）」を「第七編　裁判の執行　第一章　裁判の執行の手続（第四百七十一条―第五百六条）　第二章　裁判の執行に関する調査（第五百七条―第五百十六条）」に改める。

第九十三条第三項中「その他」を「、その他」に、「附する」を「付する」に改め、同条に次の五項を加える。

裁判所は、前項の規定により被告人の住居を制限する場合において、必要と認めるときは、裁判所の許可を受けないでその指定する期間を超えて当該住居を離れてはならない旨の条件を付することができる。

前項の期間は、被告人の生活の状況その他の事情を考慮して指定する。

第四項の許可をする場合には、同項の住居を離れることを必要とする理由その他の事情を考慮して、当該住居を離れることができる期間を指定しなければならない。

裁判所は、必要と認めるときは、前項の期間を延長することができる。

裁判所は、第四項の許可を受けた被告人について、同項の住居を離れることができる期間として指定された期間の終期まで当該住居を離れる必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

第九十五条に後段として次のように加える。

この場合においては、適当と認める条件を付することができる。

第九十五条に次の五項を加える。

前項前段の決定をする場合には、勾留の執行停止をする期間を指定することができる。

前項の期間を指定するに当たつては、その終期を日時をもつて指定するとともに、当該日時に出頭すべき場所を指定しなければならない。

裁判所は、必要と認めるときは、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

裁判所は、期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人について、当該期間の終期として指定された日時まで勾留の執行停止を継続する必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を短縮することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

第九十三条第四項から第八項までの規定は、第一項前段の規定により被告人の住居を制限する場合について準用する。

第九十五条の次に次の三条を加える。

第九十五条の二　期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄